

出生届が正しく登録されるために必要な情報です。  
お手数ですが、下記の質問にお答えください。

1. お子様の父親・母親との婚姻または離婚が戸籍に記載されていますか。  
(本籍地役場、日本大使館または総領事館などへ婚姻届または離婚届を提出しましたか。)

はい                       いいえ (出生届と一緒に提出してください)

2. (1) お子様の母親は、初婚ですか。再婚ですか。

母親： 初婚                       再婚                       その他 (                      )

- (2) 再婚の場合のみお答えください。

今回提出する出生届は、前回の婚姻が終了(離婚や配偶者の死亡など)してから  
300日以内に生まれたお子様の出生届でしょうか。

母親： はい                       いいえ

3. 外国人の方と婚姻されている日本人の方のみお答えください。

婚姻が成立してから6ヵ月以内に、『外国人との婚姻による氏の変更届』を、本籍地役場、  
日本大使館または総領事館などへ提出しましたか。

はい【お子様の日本の戸籍上の氏は、配偶者の氏(カタカナ表記)になります。】

いいえ【お子様の日本の戸籍上の氏は、日本人の氏になります。】

4. 当館から連絡する必要がある場合、どの方法を希望されますか。

携帯電話 (                      )

自宅電話 (                      )

Eメール (                      )

その他 (                      )

ご協力ありがとうございました。